物品購入単価契約書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 物品名称 | 品質形状寸法 | 単位 | 単価 | 摘要 |
|  |  |  | 円 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 契約金額 | 上のとおり |
| ただし、上の金額に消費税及び地方消費税の額として、100分の10を乗じて得た額を請求時に加算するものとする。 |
| 契約期間 | 令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日 |
| 納入場所 | 甲の指示する場所 |
| 契約保証金 | 高知市契約規則（昭和40年規則第４号）第39条第４号により免除 |

　上の事項について、高知市を甲とし

を乙として、次の契約条項に基づいて、単価契約を締結する。

　この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。ただし、電子契約サービスを利用する場合においては、この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲乙両者が電子署名を行うものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　高知市　代表者　高知市長　　〇　〇　〇　〇

乙　　住所

氏名

契約条項

　（総則）

第１条　乙は、契約期間中、甲の発注あるごとに内訳書、仕様書及び図面に基づき、契約金額をもって、その都度指定する納入期限までに、物品に納品書を添えて甲の指定する場所に納入しなければならない。

　（納入の確認）

第２条　乙は、物品の納入に当たり立ち会いの上、甲の定める検査を受けなければならない。

２　乙が前項の検査に立ち会わなかったときは、検査結果について、乙は異議を述べることはできない。

３　第１項の検査に合格しないときは、乙はその責任と負担において、遅滞なくこれを引き取り速やかに契約を履行しなければならない。

４　前項に規定する措置は、前条の納入期限までに行わなければならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りでない。

　（権利義務の譲渡等）

第３条　乙は、あらかじめ文書による甲の承諾を得ないで、この契約に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

　（納入期限の延長）

第４条　乙は、災害その他やむを得ない理由により、甲の指定する納入期限までに義務を履行できないときは、理由を明記した文書により、甲に期間の延長を求めることができる。この場合において、甲はその願い出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

２　前項の願い出は、納入期限内になされなければならない。

　（履行遅滞の場合における延滞違約金等）

第５条　乙が、甲の指定する納入期限までに物品を納入することができない場合においては、乙は、甲に対して、第10条第１項の損害賠償とは別に、延滞違約金を支払うものとする。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき又は延滞違約金の額が100円に満たないときは、この限りでない。

２　前項の延滞違約金の額は、当該納入遅滞部分に係る契約代金につき、当該納入期限の翌日から納入が完了するまでの遅滞日数に応じ、契約締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。

３　当該延滞違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。

４　甲の責めに帰すべき事由により、第16条第２項の規定による契約代金の支払が遅れた場合は、乙は、未受領金額につき、遅滞日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

　（一般的損害）

第６条　物品について契約の履行の完了までに生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

（事情変更）

第７条　この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議のうえ契約単価の変更を行うことができるものとする。

（暴力団員等による不当要求行為）

第８条　乙は、契約の履行に当たって高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「暴力団排除規則」という。）第２条第２項第５号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

　（契約の解除）

第９条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

1. 甲の指定する納入期限までに契約を履行する見込みがないとき。
2. 正当な理由がなくて契約を履行しないとき。
3. 契約の締結又は履行に当たり不正の行為があったとき。
4. 契約の履行に当たり正当な理由がなく、検査職員等の指示に従わなかったとき。
5. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定に該当したとき。
6. この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。
7. 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

第９条の２　甲は、乙が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じたとしても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

1. この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。) 第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
2. 納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
3. 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
4. この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の６又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
5. 乙の刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
6. 乙が暴力団排除規則第４条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
7. 乙が第８条の規定に違反したとき。

第９条の３　前２条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（損害賠償）

第10条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額（第12条において「損害金」という。）を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することのできない事由によるものである場合は、この限りでない。

２　甲は、第９条及び第９条の２の規定によりこの契約を解除した場合において、前条に定める違約金の額を超える損害があるときは、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

（賠償の予約）

第11条　乙は、第９条の２第１号から第４号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の２に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約の履行が完了した後においても同様とする。

２　甲は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該賠償額の超過分につき賠償を請求することができる。

　（賠償金等の徴収）

第12条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、違約金又は延滞違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約代金支払いの日まで、契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した遅延利息を付した額と、甲が支払うべき契約代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅滞日数につき契約締結日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が100円に満たないときは、この限りでない。

　（年当たりの割合の基礎となる日数）

第13条　第５条第２項及び第４項並びに前条の規定による遅延利息及び延滞違約金等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（契約不適合責任）

第14条　甲は、仕様書等に定める内容若しくは当該物品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下この条において「契約不適合」という。）があるときは、乙に対してその契約不適合の修補、交換、補充その他の方法による履行の追完を請求（以下この条において「追完請求」という。）することができる。

２　前項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告してもその期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求（以下この条において「契約代金減額請求」という。）することができる。

３　前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、催告をすることなく直ちに契約代金減額請求をすることができる。

　(1)　履行の追完が不能であるとき。

 (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

 (3) 特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場

合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

 (4) 前３号に掲げる場合のほか、前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明ら

かであるとき。

４　追完請求又は契約代金減額請求は、契約不適合が仕様書等の内容により生じたものであるときは、

行うことができない。ただし、乙が、仕様書等の内容が不適当であることを知りながら告げなかった

ときは、この限りでない。

５　第１項から第３項までの規定は、第10条の規定による損害賠償の請求並びに第９条及び第９条の２

の規定による解除権の行使を妨げない。

６　甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから１年以内にその旨を乙に通

知しないときは、甲は、その不適合を理由として、前各項に規定する追完請求、契約代金減額請求、

損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が甲による検査に合格したときそ

の不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

７　乙が第１項の履行の追完を行わないときは、甲は乙の費用負担において、第三者にこれを履行させ

ることがある。

　（引渡）

第15条　物品の所有権は検査に合格すると同時に、甲に移転するものとする。

　（代金の請求及び支払）

第16条　乙は、第２条に規定する検査に合格した後、適法な代金支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

　（協議）

第17条　この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、高知市契約規則その他関係法令の定めるところによるもののほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

　（裁判管轄）

第18条　この契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。